

離婚後の共同親権認める

77年ぶり変更 改正民法成立

離婚後も父母双方の「共同親権」を認める改正民法などが17日、参院本会議で自民、公明、立憲民主、日本維新の会などの賛成多数により可決、成立した。令和8年までに施行する。離婚後の親権に関する改正は原則、父親の単独親権としていた規定を父母のいずれかに改めた昭和22年以来、77年ぶり。離婚後の家族の在り方の転換点となる。

＝2面に「家裁の負担増」、22面に「当事者二分」

8年までに施行

厚生労働省によると、未成年の子がいる両親の離婚は年間約10万件。子と別居する親から同居親への養育費の支払い率や、子と別居親の面会などの交流実施率も低調で、離婚後も父母双方が子育てに関わる制度への転換が求められていた。

改正民法では、婚姻状態にかかわらず、子の養育を両親の「責務」とし、親権は子の利益のために行使すると明記した。父母の合意で共同親権を認め、合意がなければ裁判所が判断。ドメスティックバイオレンス(DV)や虐待の恐れがあれば単独親権とする。施行前に離婚した父母も共同

親権を申し立てられる。同居親には、他の債権者に優先して養育費の支払いを得られる「先取特権」を付与。合意がなくとも最低限支払うべき金額を「法定養育費」として設定する。

子と別居親との面会などの交流は、申し立てを受けた裁判所の判断で、早い段階で試行するよう促せる仕組みも創設。これまで認められていなかった交流申し立ての権利を祖父母らにも認める。審議で親権に関して父母の不適切な合意が生じる懸念が示されたことを受け、真意を確認する措置の検討を求める付則を設け、政府や最高裁に配慮を求める付帯決議を衆参法務委が採択した。



「共同親権」を認める改正民法などが可決、成立した参院本会議—17日午後1時7分、国会(春名中撮影)

- 改正民法などのポイント
- 離婚後、父母双方が子供の親権を持つ「共同親権」が原則に
 - ドメスティックバイオレンスや虐待などがある場合は単独親権に
 - 養育費に「先取特権」を付与、法定養育費も導入
 - 家庭裁判所が審判の過程で別居親と子供の交流を促せる制度を新設
 - 両親の合意で共同親権になる場合、真意を確認する措置を検討

親権 未成年の子に対し、身の回りの世話・教育といった身上監護や、財産管理をする権利で、義務の性質もあるとされる。現行民法では、婚姻中は父母が共同で親権を持ち、離婚後は父母の一方を親権者にすると定めており、片方しか親権者になることはできない。法務省によると、昭和35年に父母が離婚した未成年の子供は約7万人だったが、令和4年は約16万人に増加。政府はこうした社会状況に鑑み、「離婚後も父母双方が適切な形で養育に関わり、責任を果たすことが望ましい」と説明している。

「共同親権」改正民法成立

審理長期化、DV判断： 家裁の負担増 機能強化急務

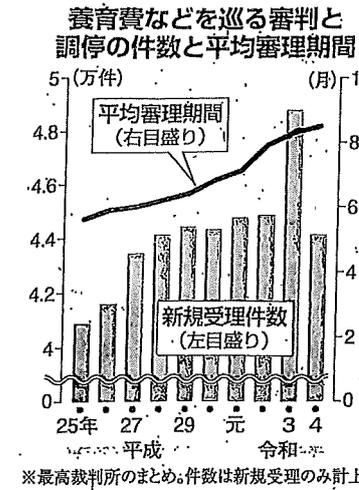
離婚後も父母双方の親権を認める「共同親権」を導入する改正民法などが17日、成立した。父母に合意がない場合は父母一方の単独親権にするか共同親権にするか家庭裁判所が判断することになる。家裁の負担が大幅に増すことは必至で、離婚後の子育てに関する家事審判などが高止まりする中、家裁の大幅な機能強化が早急に求められる。

(宮野佳幸) 11面参照

「家庭裁判所の人的、物的整備、充実が必要だ」。東京家裁の調停委員の犬伏由子・慶応大名誉教授は4月、衆院法務委員会での参考人として民法改正後の課題を挙げた。

改正民法では、親権者について父母の合意がなければ、家裁が共同親権か単独親権を判断する。子の進学先や居住地などについて父母が対立した

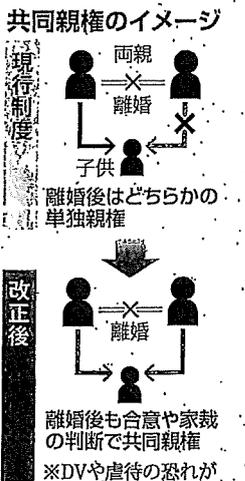
場合に、どちらに決定権があるかの判断も家裁に委ねられる。ただ、家裁の負担は、現行民法下でもすでに増しているのが現状だ。犬伏氏によると、家裁が判断するための下調べを担当する調査官の人数は限られているほか、家事調停の部屋の数も足りないことから審理の日程が先延ばしされたケースもあり、負担増で審理に



「親権は親の権利ではなく義務である」

「親権」呼称見直しなど宿題

法相が法制審議会(法相の諮問機関)に諮問してから法制審、国会での3年以上にわたる議論を経て、共同親権導入が実現した。一方、当初議題に上っていた「親権」の呼称そのものの見直しや、離婚後の子育ての「養育計画」策定の義務化などは見送られた。



令和3年3月、共同親権の導入などについて法相から諮問を受けた法制審の部会の初会合では委員らからそんな声が相次いだ。法制審に先立つ同年2月、民法の専門家が離婚後の子育てに関する課題をまとめた報告書では

話をする親の指定などに関する家事審判や調停の新規受案件数は約4万4千件。前年からは減少したものの、平成25年から約1割増加して高止まり状態となっている。

平均審理期間は近年は毎年上昇しており、25年に5・6カ月だったのが令和4年には8・5カ月。半年以内に審理が終わる割合は5割を切っており、なかには3年を超える審理もあった。

改正民法では親権の判断の際にドメスティックバイオレンス(DV)や虐待の恐れを考慮することが明記されているが、父母の意見が真っ向から対立して真偽の見極めが困難なことも多い。児童虐待防止に取り組むNPO「シンタキッズ」代表理事の後藤啓二弁護士は虐待の恐れなどを裁判官が「正確に判断できるか心もとない」と指摘。児童相談所と警察が虐待情報を共有して家裁に提供できる仕組みの導入を求める要望書を3月、法務省に提出した。

最高裁の戸倉三郎長官は今年3日の憲法記念日にあわせた記者会見で改正民法について「裁判官の知見を深めていく努力が不可欠」と指摘。「的確に判断できる態勢を作っていくなければならぬ」としている。

改正民法などに盛り込まれた条文でも、曖昧さが残った。条文では、共同親権となっても「日常の行為」や「急迫の事情」がある場合は父母の一方が単独で親権を行使できる場合が規定されたが、具体的にどんなケースが該当するかについては野党側からは「分らないところが多々出ている」との指摘が相次いだ。こうした懸念を受け、衆参法務委員会の付帯決議では、養育計画促進事業への支援を求め、「日常」や「急迫」の定義をガイドラインで明示することが盛り込まれた。